
茨城町新たな文化的施設管理運営計画 概要版

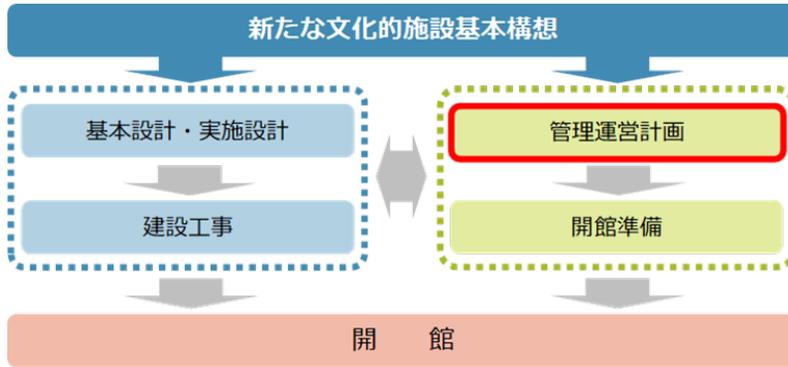


令和6年3月
茨城町

I はじめに

1 管理運営計画の位置づけ

本施設に関わる計画全体の流れのうち、管理運営計画の位置づけは以下のとおりです。新たな文化的施設の管理運営にかかる基本方針および、事業、貸館、組織、広報、収支の各事項の指針を定めます。



2 新たな文化的施設の基本方針(基本構想より)

「既存の文化施設の課題」や「町の文化芸術活動の方向性」を踏まえると、新たな文化的施設には、「気軽に参加でき」、「地域・世代間の交流が生まれる」ことが求められることから、既存の文化施設では成しえない、様々な取り組みを図り、その上で、既存の文化施設と連携しながら、文化・芸術活動の裾野の拡大や地域コミュニティの拡大など、効果的な活用を図っていく必要があります。

新たな文化的施設が目指す姿

世代を問わずだれもが気軽に文化芸術にふれ、楽しみ、活動できる空間

新たな文化的施設の基本方針

方針1 幅広い利用に対応でき、自分たちが楽しむことのできる施設

音楽、演劇、ダンスなど様々な人々が文化芸術活動を行える自主活動の場を提供します。音楽ワークショップや演劇ワークショップなど、参加者の体験と学びを通じて、自主的な文化活動が行われる環境を醸成することのできる施設とします。

方針2 文化芸術を身近に触れることができる施設

鑑賞の場として、普段触れることの少ない質の高いものから気軽なものまで、コンサートや演劇など文化芸術に触れる施設とします。また、自宅にいても文化芸術活動に参加できる環境づくりを検討します。

方針3 多様な交流が生まれる施設

世代を問わず、誰もが気軽に利用でき、日常的に地域間、世代間の交流が生まれる施設とします。さらに、県内外に住む人達との多様な交流を促進し、町の魅力向上を図ります。

新たな文化的施設の5つの柱

- ① ホール用途は単に興業目的でなく、主に町民が日頃の成果を発表できる施設
- ② ホールに加えて、町民が日常的に文化芸術活動を行える諸室を備えた施設
- ③ 子ども連れにも、ゆっくり文化芸術の鑑賞や活動ができる施設
- ④ 世代を問わず、誰もが気軽に利用できる施設
- ⑤ 屋外で、日常的にイベント等が開催できる施設

文化芸術の振興だけでなく、町の活性化や賑わいを創出する

1 管理運営の基本方針

運営方針1 生み、育てる

鑑賞→体験→練習→発表の一連のサイクルにより、町の新たな文化芸術を生み、育てる

04 発表

練習の成果を「発表」することで、活動をより発展させます

03 練習

日々の生活の中に「練習」を組み込むことで、文化芸術活動をより活性化させます



01 鑑賞

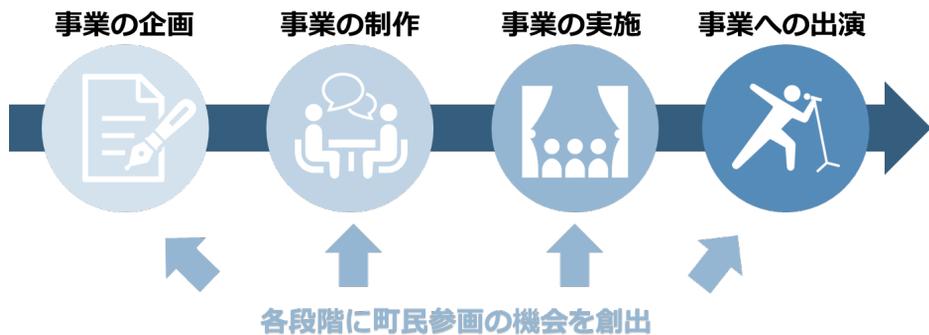
「鑑賞」を通して、文化芸術に触れることで興味を引き起こします

02 体験

興味の持った活動を「体験」することで、文化芸術活動の一步目を踏み出します

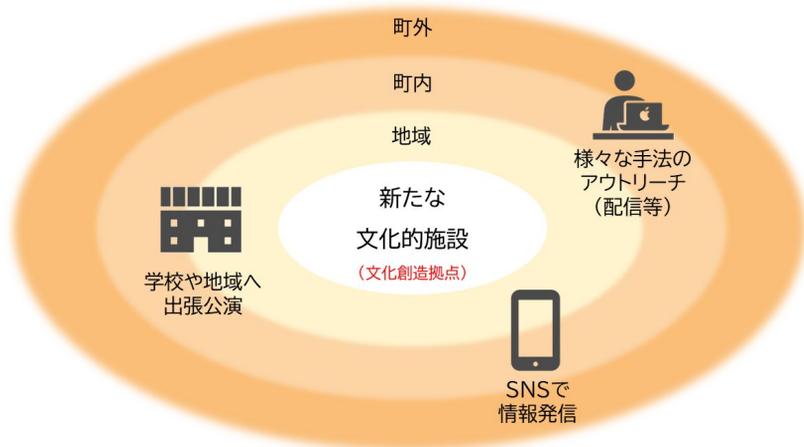
運営方針2 つくりあげる

町民が主役となり、町民の力でつくりあげる文化創造拠点を目指す



運営方針3 ひろげる

町内外に文化芸術活動の輪をひろげ、いつでもどこでも誰でも気軽に活動に触れられる環境を整備する



運営方針4 つなぎ、交わる

人と人をつなぎ、世代を超えた交流を促進する町民のための憩いの場を提供する



2 事業計画

①多様な文化芸術に身近に触れることのできる鑑賞・体験機会を提供する

- ・音楽、演劇、伝統芸能などの各種公演
- ・映画や映像を使ったアートなどの鑑賞会
- ・各種体験型ワークショップ など



事業のイメージ



ダンスワークショップ(茨城町)

②日常的な賑わいを生み、世代・地域間の交流や仲間づくりを促進する

- ・夏祭り、餅つき大会
- ・“遊び”を通じた三世代交流会
- ・他市町村との交流イベント など



事業のイメージ



ラジオDJ体験教室(茨城町)

③利用者の主体的な活動を支援し、誰もが活動や滞在を楽しめる環境・機会を整える

- ・文化祭など、町民による成果発表の場の提供
- ・カフェやキッチンカーによる憩いの場の提供
- ・共用部を活用した作品展示、館内装飾 など



事業のイメージ



町民祭(茨城町)

④町民協働により一人一人の活躍の場を広げ、人材、文化、環境などの地域資源を活用する

- ・町民講師による各種講座、体験会
- ・町の特産品を扱うマルシェ
- ・町内の企業や店舗と共同開催する子どもの仕事体験 など



事業のイメージ



町民講師による講座(茨城町)

⑤町全体を巻き込み、文化活動の活性化とすそ野拡大を推進する

- ・地元ゆかりのアーティストによるアウトリーチ企画
- ・町の歴史的名所を巡るスタンプラリー
- ・地元企業の協賛、協力によるイベント など



事業のイメージ



地元ゆかりの芸術家による作品展示(茨城町)

2 事業計画

【プレ事業・開館記念事業】

◇プレ事業とは

開館前のテスト期間として、スタッフの習熟を行うとともに、新施設の周知や町民参加の第一歩となるように行う事業のこと。開館への期待感を高めるとともに、開館後へとつながるような事業を展開する。



ープレ事業のイメージー

- ・リージョナルシアター事業（（一財）地域創造） ・建設現場見学会
- ・中央公民館大ホールさよならイベント ・施設の愛称募集 ・お披露目式典 など

【プレ事業基本方針】

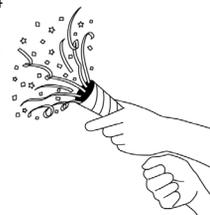
新たな文化的施設の存在を広く町民に知らせ、開館に向けた期待を高める

早期から町民参加の機会を設け、町民協働の基礎をつくる

開館後へ続く取り組みの起点とし、長期的な視点を取り入れる

◇開館記念事業とは

多くの町民と新施設の開館を祝い、事業期間全体を通し賑わいを創出する事業のこと。また、プレ事業からの蓄積を生かし、事業期間後へとつながるような事業や新施設の多様な使い方を提示するような事業を行う。



ー開館記念事業のイメージー

- ・開館記念事業実行委員会企画による事業の実施 ・著名人等による公演
- ・キッチンカー、お祭りなど人が集まる仕掛け ・制作や練習の成果発表 など

【開館記念事業基本方針】

町民とともに開館を祝い、事業期間を通じた賑わいを創出する

プレ事業からの蓄積を活かし、また開館後の発展を期待させる事業とする

多彩なラインナップにより新たな文化的施設の可能性を提示する



3 貸館計画

【休館日】

定期休館日は原則として週に一日
年未年始は12月29日から1月3日を休館とします。

【開館時間】

原則8:30～22:00とします。

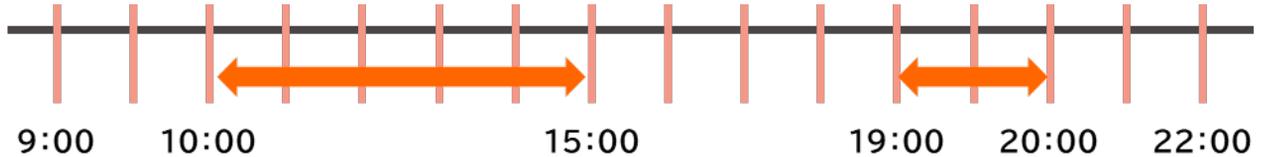
【使用時間区分】

【ホール及びその他諸室】
午前(9:00～12:00)、
午後(13:00～17:00)、
夜間(18:00～22:00)の3区分制とします。
【屋外広場】
1時間ごとの時間貸しや1日単位での貸出し
などを検討する。

■ホール及びその他諸室



■屋外広場



【申し込み時期】

ホール・屋外広場	使用日の12カ月前の月の1日から使用の14日前まで
その他諸室	使用日の6ヶ月前の月の1日から使用の前日まで

例)ホール予約の場合



【使用料の考え方】

茨城県内や近隣の類似施設および現在の中央公民館大ホール、駒場庁舎の料金と比較し、
バランスに配慮しながら、多くの方々にとって利用しやすい設定とします。

4 組織計画

【基本的な考え方】

運営の基本となる人員を確保することに加えて、専門人材を十分な人数で配置し、施設で働く人員や、管理運営に参画する町民がそれぞれの能力を活かせる体制を組むことが重要です。更には、新たな能力の開発、向上が期待できる環境も望まれることから、施設運営者に求められる組織のあり方と町民参画を推進するための新たな取り組みや組織作りについての指針を示します。

【運営手法の比較】



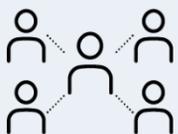
Plan1 直営方式

施設の自主事業・貸館事業、維持管理、運営などを自治体が直営で行う。専門的な業務は、一部委託する場合が多い。



Plan2 指定管理方式

法人やNPO団体など、一定程度ノウハウを有する者が指定管理者となり、自主・貸館事業、維持管理、運営などを行う。

項目	直営	指定管理
 行政内部・地域のネットワーク	 <ul style="list-style-type: none"> 文化政策や関連部署と連動性が高い 住民、地域の団体、教育機関等との連携が図りやすい 	 <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者の所管課が積極的にサポートしないと他分野、地域との連携は図りにくい
 芸術分野のネットワーク	 <ul style="list-style-type: none"> 周辺都市の公共文化施設とのネットワークを作りやすい 	 <ul style="list-style-type: none"> アーティストの招聘、出演交渉に必要な人脈等をもっている
 自主事業	 <ul style="list-style-type: none"> ノウハウを有する職員を配置しないと内容の充実は難しい 	 <ul style="list-style-type: none"> 非効率、不採算の事業には消極的になりがち 他市、全国レベルと同等の事業提供が可能
 町民参加・アウトリーチ	 <ul style="list-style-type: none"> 地域の実情を踏まえた運営や事業、町民協働が可能 所管課が直接調整できるため、アウトリーチを実施しやすい 	 <ul style="list-style-type: none"> 町民参画は民間事業者等にとっては負担が大きい 所管課が調整しないと、アウトリーチは実施しにくい



新たな文化的施設の運営主体については **直営方式** とする。

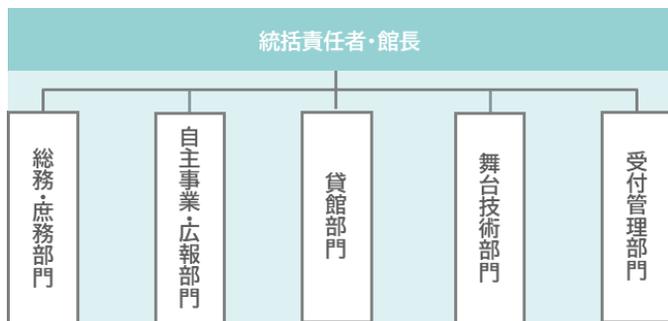
II 管理運営計画

4 組織計画

【運営体制のイメージ】

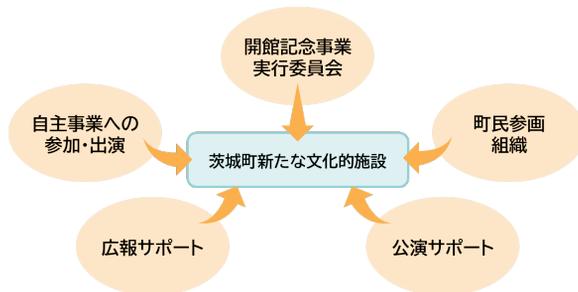
町の活性化を図るため、庁内の横のつながりを活かした事業や地域で活動されている方と連携した事業を実施し、積極的な町民参画が行われる施設となることを目指します。

直営のデメリットを踏まえたうえで行政と民間の役割分担を整理し、新たな文化的施設において最大効果を得られる運営のあり方を構築します。



【町民参画の考え方】

施設運営者は活動の受け皿としての組織・仕組みづくりに取り組み、町民の本施設へのあらゆる関わり方を支援します。



【町民参画による活動のイメージ】

- ・開館記念事業実行委員会によるイベントの企画、実施
- ・町民参画組織への参加
- ・チケットもぎりや場内案内等、公演実施のサポート
- ・情報誌の取材や編集等、広報活動のサポート
- ・自主事業への町民の参加、出演

5 広報計画

本施設の広報宣伝においては、基本方針の実現に向け、単なる事業の集客のための宣伝にとどまらず、日常的な賑わいの創出や文化芸術活動に関する情報の提供、貸館利用率の向上等に資する多方面に向けた広報活動を行う必要があります。



6 収支計画

【施設の収支構造】

一般的な施設の主な収支の項目は表のとおりです。

今後、自主事業内容の検討を進めるにあたって、収支の試算を重ね、適切な予算策定を行います。

収入

支出

施設貸館料金収入	助成金	自主事業入場料収入
施設・備品の貸し出し料金	国の機関、民間企業等からの補助金、助成金等	自主事業実施時の入場料収入
支出		
人件費	維持管理費	事業費
職員給与など	施設の保守点検費、通信費、消耗品費など	自主事業経費

III 開館までのスケジュール

茨城町新たな文化的施設の開館までのスケジュールは次のとおりです。

令和8年度の供用開始に向けて、令和6年度以降は町民と共にプレイベントを企画・実施するほか、開館後の円滑な管理運営を見据えた準備を進めます。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設計・建設	実施設計	建設工事	お披露目式典	供用開始
自主事業		プレイベント企画・実施		開館記念事業
開館準備	管理運営計画策定	使用規則、組織、広報等の検討・実施	習熟	

茨城町新たな文化的施設管理運営計画

概要版

令和6年3月

<編集・発行>

茨城町 都市建設部 都市整備課

〒311-3192

茨城町大字小堤1080番地

029-292-1111(代表)

